

【巻頭言】



“新”環境保全センターに期待する

理事・副学長 中村 信一

平成16年4月を期して、国立大学は国立大学法人となった。その拠り所とする法律も国家公務員法、国立学校設置法、教育公務員特例法から国立大学法人法、独立行政法人通則法となった。雇用形態も国家公務員型から非公務員型へと移行し、労働安全衛生法や労働基準法、労働組合法などが適用されることとなった。

労働安全衛生法は労働基準法と共に、労働災害の防止に関する総合的な対策を計画的に推進することにより、職場における労働者の安全確保と健康管理を行い、さらに快適な職場環境の形成を促進することを目的としている。労働安全衛生法では、これらの目的を達成するために事業者や労働者が講ずるべき措置等が定められている。金沢大学においては、安全衛生会議の下、環境保全センターと保健管理センターとが労働安全衛生法に定められた安全・衛生管理に対応する中心的な実施機関として位置づけされている。環境保全センターは、今般その新たな使命として、労働衛生管理の基本的視点の一つである「作業環境管理」において中核的役割を担うこととなった。作業環境管理は作業環境を科学的に評価することにより有害要因を見出し、これを可及的に除去して良好な作業環境を確保することを目的としており、「職員の安全確保と健康の管理」にとって根本的な対策の一つである。センター規程には従前から「教育、研究及び医療等の活動に伴う環境汚染を防止し、もって環境の保全を図ることを目的とする」とあり、法人化に伴いこの目的を遂行することにより作業環境管理に主導的に携わっていくことになる。

法人化と相前後してセンターには二つの大きな変革がなされた。一つは教員の充実であり、2003年4月には流用定員としての助手は解消され、新たに教授と助教授の各々1名が定員として措置された。この教授、助教授職は共に実務を重視されており、その任にふさわしい活躍が期待される。今一つは2004年3月の角間キャンパスへの新築移転である。新センターは自然系図書館と道路を隔てて向かい側に位置し、その延べ床面積は580㎡で、旧センターの約2倍にも及んでいる。廃液処理も格段に大容量化し、新規に設置された最新鋭の無機系、及び有機系実験廃液施設は、各々2,000L/B（フェライト処理法）、及び廃溶媒類廃液40L・希薄有機廃液40L/hr（噴霧燃焼法）もの処理能力を有する。また、環境分析機器として、既存のグラフアイト原子吸光光度計をはじめ11種の機器に加えて、スラッジ類の定性分析のために最新式の蛍光X線分析計が新たに設置された。

金沢大学憲章で謳う「地域と世界に開かれた教育重視の研究大学」の推進には、本来、職員の健康管理と快適な職場環境の形成とが必要不可欠であることは申すまでもない。そのキーを担う“新”環境保全センターの果たす役割はきわめて大きいものであり、その活躍を祈りここに声高らかにエールを送らせて頂く次第です。